

Mandhātar の系譜

堂 山 英 次 郎

1. 語源と意味 *mandhātār-/mandhātr-* (以下 *mandhātār-*) は, *manas-* 「思考」の接尾辞部分の弱語形 **man-s-*¹⁾ と *dhā* の行為者名詞からなる。イラン側の対応語形は残っていないが, 同語源の語根名詞, Vedic *medhā-* 「知恵」, Av[estan] *mazdā-* 「智恵; 智恵ある (adj.); (Ahura) Mazda」 (<インド・イラン祖語 [PIIr.] **maz-dhā-* < ***mṇ-s-dhā-*) が確認され, またイランではその動詞表現 *māñ/māṇ-dā* (middle) 「[教え等を] (自分の) 頭に刻む・留め置く」も見られる²⁾。以上の語源及び傍証から *mandhātār-* は PIIr. **manz-dhā-tar-/tr-* に遡り, 「[正しく] 頭に刻む・留め置く者, 理解・判断する者」を意味したと推察される³⁾。

2. RV における *mandhātār-*

① I 112,13 *yābhiḥ sūryam pariyāthāḥ parāvāti | mandhātāram kṣāitrapatyēṣu āvatam | yābhir vipram prā bharadvājam āvatam | tābhir ū śú ūtibhir aśvinā gatam* 「それらによって, 遙か向こうで太陽の回りを君たち両者が巡り行くところの; Mandhātar を土地の主の子らのもとで君たちが駆り立てたところの; それらによって (靈感に) うち震える [詩人] Bharadvāja を君たちが前へ駆り立てたところの———そういう諸々の援助を伴って, しかと Aśvin たちは進め」———詩人は Sarvānukramaṇi [Anukr.] によれば Kutsa. *kṣāitrapatya-* は *kṣetrapati-* PS+ 「土地の主」 (神格; *~kṣétrasya pāti-* RV+ = Av. *ṣōiθrahe paiti-* Yasna 2,16 = Ahura Mazda) の Vṛddhi 形。アクセント位置の異なる *kṣāitrapatyá-* 「K. に属する」は KS—GrSū で例証され RV 讃歌や供物を形容する。語頭アクセントの例は RV 当箇所のみ, cf. *AiG* II 2, 823. *vaidehá-* 「Videha 国の」:: *váideha-* 「V. 国王 = Janaka」と同様, 語末アクセント形が一般的な形容詞を, 語頭アクセント形はその中の特定の対象を表すと思われる。固有名の Vṛddhi 形 (複数形) である点や文脈をも考慮すると, *kṣāitrapatya-* には「Kṣetrapati の子; ~に従った・を奉じた者」の意味が推測される⁴⁾。Mandhātar は Bharadvāja と同様, かつて Aśvin 双神から助力を得た詩人の名として現れる。

② VIII 39,8 *yó agniḥ saptámānuṣaḥ | śritó víśveṣu síndhuṣu | tám āganma tripastyaṁ | mandhātūr dasyuhántamam | agniṁ yajñēṣu pūrvyām | nábhantām anyaké same* 「7つの種族⁵⁾のもとにいて一切の川たちの中に潜む Agni, 彼に我々は行き着いたのだ, 3つの住処を持ち, mandhātar のものとして最もよく Dasyu を殺し, 諸々の祭式において先頭に立つ Agni に, 他の者らは皆裂けよ」——詩人は Nābhāka Kāṇva (VIII 41,2; 40,4.5). アーリヤ人の東進を導き敵を倒し, 神々の Hotar として祭式をなす Agni を称えている. mandhātar は Agni を伴う詩人・祭官の固有名と思われるが, 一般名詞として部族を率いる「賢者」等を表す可能性もある, cf. 6.

③ VIII 40,12 *evéndrāgnībhyām pitṛvān nāvīyo | mandhātrvād āngirasvād avāci | tridhātunā śármaṇā pātam asmān | vayām syāma pātayo rayiṇām* 「こうして Indra と Agni のために, 父祖たちの [時の] ように, Mandhātar の [時の] ように, Āngiras の [時の] ように, より新しい [歌] が (今) 語られた. 三重の覆いによって, われわれを君たち両者は護れ. われわれは諸々の財の主人でありたい」——詩人→
②. 歌篇の最終詩節で然るべく神々を称えたことを確認する, RV 讃歌の典型的スタイル⁶⁾. Mandhātar は Āngiras や他の父祖たちと並び, 過去に同様に讃歌を歌った詩人として登場している. 〈某 -vat〉の表現については以下 4 を参照.

④ X 2,2 *vēṣi hotrām utá potrām jānānām | mandhātāsi draviṇodā ṛtāvā | svāhā vayām kṛṇāvāmā havīṁṣi | devó devān yajatu, v agnir árhan* 「人々の Hotar としての職を, また Potar としての職を, 君は遂行する. 君は mandhātar, 家財を与える者, 天理にかなう者である. Svāhā! われわれは供物たちをつくろう; (だから) 神として Agni は神々を祭れ, 資格ある者として」⁷⁾——詩人は Trita Āptya (X 8,7. 8; 6 参照). 祭官としての Agni に言及している. *hotrā-*, *potrā-* は X 2,2 に列挙される 7 祭官職の冒頭 2 つに対応する (→注 18). mandhātar は「正しく判断する者・知る者」等の一般名詞か⁸⁾, あるいは特定の祭官名を意味する可能性もある, OLDENBERG *Noten ad loc.*, cf. GELDNER *Rig-Veda ad loc.*

以上は RV のテキストに *mandhātār-* が見られる例であるが, Anukr. 63 ad X 134 は Māndhātar Yauvanāśva なる詩人 (→5) を X 134,1—6ab (Indra 讃歌) の詩人としている⁹⁾. しかし当歌篇の内容から詩人についての情報を得ることは難しい.

3. 文法学書等における *mandhātār-* Nigh III 15 及び APar ILVIII 85 では, *mandhātār-* が *vīpra-*, *kavī-*, *mañiṣin-* 等とともに「知者, *medhāvin-*」¹⁰⁾ の同義語群の中に登録されている¹¹⁾. ここでは, 特に他では人名でしか知られていない

(268)

Mandhātar の系譜 (堂 山)

語として *kāṇva-* が目を引く。HOFFMANN *Aufsätze* I 22ff. は、*kāṇva-* がもともとの **kṛṇ-vá-* 「[祭式] 行為を為す」の (RV とは異なる) 方言形に基づく形であることを明らかにした。ここでも、Nigh, APar が *mandhātár-* と *kāṇva-* とを「知者」として登録していることは、両語の祭官や詩人の性質を表す語源的意味によって最もよく理解しうる。また Mandhātar と Kaṇva とが繋がり深い詩人である点も見逃せない→ 2 ②③; 4.

Pāṇ[ini] II 4,58 の規則は、II 4,61 で「*taulvali* 等 [の語群] (Ed. BÖH. Gaṇ[a-Pāṭha] 110) の後ろでは [適用され] ない」とされる。この語群 (Gaṇa) には Kāśikā-Vṛtti だけが *māndhātaki* (110,34) を挙げている。しかし、-ṭṛ- 語幹から -taki- を派生させるべき Pāṇ IV 1,97 (+IV 1,95, VI 4,148, VII 2,118) は *sudhātṛ-* のみを対象とし (*saudhātaki*)、当規則の対象語彙を追加する Kāty[āyana] も Pat[āñjali] も *māndh°* には触れていない¹²⁾。逆に *saudhātaki* は「*taulvali* 等」には含まれないが¹³⁾、別の規則 IV 1,80 の「*kraudī* 等の語群 (Gaṇ. 67,10)」には登録されている (*māndh°* は無し)¹⁴⁾。以上の資料から、少なくとも人名としての *mandhātár-* は、Pāṇ を始めとする殆どの文法家に知られていなかった可能性が高いと言える。

4. Pravara における Mandhātar Pravara は Śrauta 祭式の冒頭に行われる Hotar を「選び出す」([*pra-*]varⁱ/vṛ) 儀礼で、主として新満月祭の規定に見られる¹⁵⁾。本来「選び出し」を意味したが、実際の儀礼内容は選ばれる祭主=バラモン (王族の場合はその Purohita) の祖先である聖仙 (*ṛṣi-*) の系譜の公言であることから、父系先祖の「聖仙の系譜, 聖仙名のリスト」も意味した。儀礼としての Pravara (YV^p+) は主として (a) 神である Hotar (Agni) 選びと (b) 人間の Hotar 選びからなる: Agni への Mantra の中で (a) Hotar が聖仙名の Vṛddhi 形 (vocative) 「某の後裔よ」を古い順に (1~3代/5代) 唱え、(b) Adhvaryu が〈某 -vat〉「某のように」を用いて先祖名を若い順に唱える。この副詞表現は既に RV から詩人や歌・儀礼の正統性を強調するのに用いられる: *aṅgirasvát*, *vasiṣṭhavát*, *atrivát* etc. 2 ③でも、詩人が歌った歌が Aṅgiras, Mandhātar 及び他の父祖たちの時と同様の効力を持つことを確認している。

各家ごとに (a, b) 「某」に代入すべき聖仙の系譜は RV・YV 系統の Śrautasūtra 他が別途伝えており¹⁶⁾、これらを仮に「系譜文献」と呼ぶ¹⁷⁾。系譜文献では、基本的に太古の聖仙名 (例: BaudhPrav LIV: 467,5—8: Viśvāmitra, Jamadagni, Bharadvāja, Gautama, Atri, Vasiṣṭha, Kaśyapa¹⁸⁾ 及び Agastya) がそのまま家名 (Gotra) となるが、Bhar

[advāja] 家と Gotama 家とは Aṅgiras 大一族の分家とされる¹⁹⁾。Mandhātar の名は Aṅgiras 族下の Bhar. 家の分家である Harita 家 / Kutsa 家一門で用いる系譜、または当該系譜が適用される家や人物 (Harita 家構成員) のリストの中に見られる²⁰⁾。即ち, ĀpŚrSū, ĀśŚrSū, Kāty-Laug²¹⁾ によれば「ある者たち」は Harita 家系譜の始祖に Aṅgiras ではなく Mandhātar を用いるという。また, ĀpŚrSū は同じ Bhar. 家分家の Kutsa 家の聖仙の一人としても M. を置き, 他の文献が同家を Harita 家一門に含めるのと大きく異なる。その他の系譜文献には M. を含む系譜は無いが省略 (HirŚrSū) されている²²⁾。2②③の RV の詩人の父祖名 Kaṇva は (3 も参照), Bhar. 家の別の分家 (Ajamiḍha-)Kaṇva 家の系譜に見られる。一方 BaudhPrav, KātyPar, WYPar では, Harita 家構成員のリスト中に M. に類する名が見られる²³⁾。

GPravM が引用する各派の Harita 家系譜も ŚrSū に同じである。しかし GPravM は, Baudh. 派及び Āp. 派の系譜においては Rukṣa/Rkṣa 家・Garga 家のみを (Āp. では Kapi 家も) Bhar. 家の分家とし, Harita 家・Kutsa 家を含む残りは全て Aṅgiras 本家 (Kevala-Aṅgiras) の分家とする, BROUGH *Pravara* 121 n. 3.

系譜文献	系譜が適用される諸家等	聖仙の系譜
ĀpŚrSū	Harita 家	Aṅgiras (/Mandhātar) — Ambariṣa — Yuvanāśva
	Kutsa 家	Aṅgiras-Mandhātar-Kutsa
ĀśŚrSū, BaudhPrav, MānŚrSū, VaikhDhSū, KātyPar, Kāty-Laug, Mān, WYPar	Hārita 家, K(a)utsa 家 ... Māndhātu (BaudhPrav), Mān- dhātā (WYPar: BROUGH °tā<ro>iti, KātyPar) 他	Aṅgiras (/Mandhātar ĀśŚrSū, Kāty- Laug) — Ambariṣa — Yuvanāśva

5. **Yuvanāśva の子 Māndhātar 王** GopB I 2,10 では, Māndhātar Yauvanāśva という有力な王が登場する。概要: Kabandha²⁴⁾ Ātharvaṇa の息子 Vicārin Kābandhi は知恵ある祭式学者だったが, その慢心ゆえに財にありつけずにいた。彼のせいで食料が得られない母は, Kuru-Pañcāla 族, Aṅga-Magadha 族, Kāśi-Kauśalya 族²⁵⁾, Śālva-Matsya 族, Śavasa-Uśinara 族²⁶⁾, 北方部族のもとで糧を得ている人々を見習って職探しに出るよう彼に促す。彼は全土を支配する王 Māndhātar Yauvanāśva が催す公認の Soma 祭へ行き, 祭場に入って祭官たちと祭主 (王) とに知識を披露する。—— M. の父 Yuvanāśva は, 上に見た系譜文献では Harita 家系譜の末尾に見える聖仙の名である。また M. が王族しかも相当な財力・権力を持った王として描かれていることから, M. は Harita 家開祖の Mandhātar とは異なる人物であると思われる。またここに列挙された Veda 中・後期に想定される北西・中～東イン

(270)

Mandhātar の系譜 (堂 山)

下の主要部族を考慮すれば²⁷⁾, Vicārin の故郷は唯一名の挙がっていない東部の大部族 (国) Videha であり, また M. 王の支配地域もそこから遠くない所に同定されうる → 6. Yuvanāśva の子 Māndhātar 王 (Māndh° は常に長母音) は, 後に叙事詩, Purāṇa, 仏教文献の中で過度の伝説化を伴って頻出する. 例えば MBhār III 126, XII 29 他では, M. は Ikṣvāku の末裔 Yuvanāśva 王の身に宿り, 父の左脇 (Bhāg[avata] Pur: 右腹) を破って生まれ (Aśvin/Marut たちに取り出され), Indra の指を吸って育ち, 王となり三界を征服し栄華を極める (VāPur 88,64ff., BhāgPur IX 27ff.; また Jātaka II 310ff., Divyāvadāna 210ff. も比べよ). ここには異常出産, 人間以外による養育, 絶大な権力の獲得など英雄伝説のモチーフが多分に含まれ, RV IV 18 に歌われる Indra (脇腹から出産, 捨て子等) を想起させる. 家系から明らかなように M. は Buddha の祖先でもあり, (右) 脇腹からの出産は後者とも共通する.

6. まとめ *mandhātār-* は元々「神々の言葉を正しく頭に刻む者」(1) を意味したと思われる (2④ [②]; 3). RV では Aṅgiras, Bhar. と並ぶ伝説的な詩人・祭官の固有名でもあり (2①③), Kutsa や Kaṇva 家の詩人との関係も想定される (2①②③). RV で M. が「土地の主, *kṣetrapati-*」を奉じた人々の指導者として描かれていることは (2①), イランで同じ神格が Ahura Mazdā と同一視され (2①), その教えを「頭に刻む」者としてしばしば Zoroaster が言及されること (Y^g 28,4; 31,5; 44,8) とよく対応する. 更に, Zoroaster が農耕・牧畜による定住化を目指したことと²⁸⁾, 「土地の主」がアーリヤ人たちによき牧草地を見つける神格であること (RV IV 57,1—3) を考え合わせれば, Mandhātar はインド・イラン共通時代にアーリヤ人の定住化を推進した指導者的存在 (司祭) の 1 人であったと推測される.

この RV 及び系譜文献 (4) に見られる聖仙 Mandhātar は, GopB 他に見られる Yuvanāśva (Harita 家) の子 Māndhātar 王とは別人物である. Anukr. がこの王を RV X 134 の詩人とする (2) のは後代の再解釈と思われる²⁹⁾. ただし Harita 家が古くから王や戦士としての性格を強く持っていた可能性は高い. これに関しては, 2②で M. が「最もよく Dasyu を殺す」Agni を伴うことや (cf. GELDNER RV ad I 112,13), Bhar. 家に王族の名が散見されること (Viṣṇuvṛddha 家系譜: Aṅgiras—Purukutsa—Trasadasyu³⁰⁾), 2④の詩人が RV の勇者 Trita Āptya (~Av. Āθβiia の子 Ōraētaona) であること, などが示唆的である. 更なる調査が必要であろう. GopB によれば M. 王の支配地域は Videha 周辺である (5). また, RV 以来 Mandhātar との関係性が想定される Kaṇva 家のうち ŚB を担った Kāṇva 派と, M. 王の末裔とされる Buddha

の出た Śākya 族とが、(時代を異にして) 西方から Kosala 北部へ移住したと考えられることから³¹⁾、M. 王は Videha~Kosala 北部の何処かを拠点にしていた可能性が高いといえる。

1) 例えば MAYRHOFER *EWAia* II 313. これに対し HUMBACH/ELFENBEIN/SKJÆRVØ *The Gāthās of Zarathushtra* (1991) II 197 は、**man-s-* を “petrified gen.sg. of a root noun *man-* ‘mind’ ” とする。 2) Y[asna][†] 44,8 *tat θβā pārāsā arāš mōi vaocā ahurā⁺ māndāidīiāi yā tōi mazdā ādištīš* 「それを君に尋ねる。ありのままに私に語れ、主よ、君の教示が何であるかを、Mazdā よ、私が頭に刻むために」; Y[†] 28,4; 31,5; 53,5; Y^新 9,31. *maz-dā* (active) は「(人の) 頭に刻む」; Y[†] 40,1. HUMBACH *WZKS* (1957) 84f., HUMBACH et al. op.cit. 21 参照。 3) RV 以外の文献や写本の異読に見られる *māndh°* は後の二次的な形。MBhār III 126 etc. は、赤子の M. に Indra が人差し指を吸わせ「この子は私を吸うがよい: *mām ayam dhāsyati*」と言ったことを、Divyāvādāna 210 は父の頭頂から生まれた彼に(別名 Mūrdhāta) 女たちが乳房を出して「私を吸って、私を吸って: *mām dhaya, mām dhaya*」と言ったことを名の由来とする→5。 4) Cf. Sāy[ana]: *tat-* (= *kṣetrapati-*) *sambandhiṣu karmasu*. 5) 注 18 を参照。 6) 堂山「R̥gveda I 82」印度学宗教学会『論集』27 (2000) 11—13。 7) 当詩節(アクセント無し; Pāda *d yajati*) は, ĀpŚrSū XXIV 13,3 で Pravara (→4) での二回目の Āghāra 献供で Mantra として使用される。 8) 同様に Sāy., Venkaṭamādhava は *medhāvī* (→3) と説明。 9) SV-Anukramanikā I 379, Ed. WEBER *Ind.St.* XVII 344 にも他の聖仙と並び Māndhātar Yauvanāśva が見られる。 10) Yā III 19 は「知恵 (*medhā*) が思考の中に (*matau*) 置かれる (*dhīyate*)」と説明する, cf.1. 11) Ed. SARUP (23[24] 語); APar (Ed. BOLLING/NEGELEIN): 21 語 (若干の異同有り)。 12) Kāty: *vyāsa-*, Pat: *varuḍa-, niṣāda-, caṇḍāla-, bimba-*. GUBLER *Die Patronymica im Alt-Indischen* (1903) 67 はこれらの語を蔑称とするが, PB 等で神格を指す *sudhātar-* と聖仙 *vyāsa-* の名を考慮すれば, Pān, Kāty と Pat との間には見解の相違があった可能性がある。 13) LIEBICH *Candra-Vṛtti* (1918) 177 によれば諸 Gaṇ. には *saudhātaki* も *mandhātar* も見られない。 14) Kās を含む主要な Gaṇ. のほぼ全てで: BIRWÉ *Der Gaṇapāṭha zu den Adhyāyas IV und V* (1961) 74f. Gaṇa には語群の代表形のみ, または全該当語彙を挙げるものがあるが, 最も古い 3 文献 (Kās 含む) は後者のタイプ, op.cit. 4—6. 15) WEBER *Ind.St.* (1865) IX 321—326, HILLEBRANDT *Das altindische Neu- und Vollmondsopfer* (1879) 81ff., BROUGH *The Early Brahmanical System of Gotra and Pravara* (1953) 8—26, 阪本(後藤)純子「iṣṭāpūrtā-「祭式と布施の効力」と来世」『インド思想と仏教文化』(1998) 871; 863 注 (19)。 16) 例) ĀpŚrSū XXIV 7,11 「Harita 家には 3 人の聖仙の [系譜] がある: 『Aṅgiras の後裔よ, Ambarīṣa の後裔よ, Yuvanāśva の後裔よ (*āṅgirasāambarīṣa yauvanāśva*)』と (Hot. が言い), 『Y. のように, Am. のように, Añ. のように (*yuvanāśvavad ambarīṣavad aṅgirovat*)』と (Adh. が言う)」。 17) 叙事詩, Purāṇa 以降に見られる系譜は相当な変更・拡張を伴うため本論では用いない。ただし失われた Kāty-Laug 派系譜を含む主な系譜文献と Matsya-Purāṇa の系譜を引用する Gotra-Pravara-Mañjarī [GPravM], 及び同書が利用する他の系譜は適宜参照した。GPravM 及び入手困難な文献は BROUGH *Pravara* 及び *Śrautakośa* の訳に拠った。特記すべき文献と略号: Baudhāyana-Pravarādhya:

(272)

Mandhātar の系譜 (堂 山)

BaudhPrav, KātyŚrSū-Parīṣiṣṭa: KātyPar, Kātyāyana 派・Laugākṣi 派の系譜: Kāty-Laug, Mānava の系譜: Mān (Maitr. 派?), 白 YV-Parīṣiṣṭa: WYPar (Kāty 派?). Vārāha-Parīṣiṣṭa は未見。18) この7聖仙は BĀU II 2,4 = ŚB XIV 5,2,6 に、またその多くが AVŚ XVIII 3,15—16, IV 29,3—6 = PS IV 38,3—6 に見られる。RV の「7詩人」等 (cf. 2 ② *saptāmānuṣa-*) については GELDNER RV ad III 4,7 を、特に「7Hotar」については WEBER *Ind.St.* X (1868) 138ff., OLDENBERG *Noten* ad I 1,1 を参照。19) 同様に Jamadagni 家は Bhṛgu 大一族の分家。20) 参照した原典の箇所 (Bharadvāja 家): ĀpŚrSū XXIV 6—8, ĀśŚrSū XII 11,6—13, BaudhPrav XVII—XXVI, MānŚrSū XI 8,3—4, M[atsya-]Pur 196,12—53, Vā[yu-]Pur 59,98—102。21) この学派の同定に関する問題については BROUGH *Pravara* 49f., 39 参照。同書 46 によれば, GPravM に引用された同派系譜は MānPrav, WYPar, MPur の伝える系譜と同源という。22) VāPur 59,98—102 は M. を Aṅgiras 族の 33 聖仙の 1 人に数える。MPur 196 の Harita 家 (? : Haritaka, Kautsa etc.) の系譜は M. を含まない。23) BROUGH *Pravara* 122 は BaudhPrav の “gen.” *māndhātar* を、この系譜が「M. 一門のものでもある」という後代の書き入れとする, cf. CALAND Ed. BaudhŚrSū III 436 n. 10。24) 「縁者は誰」, つまり「素性 (父親) の分からない人」が原意。25) Ed. R. L. MITRA. Ed. GAASTRA: *kauśaleṣu*。26) Ed. MITRA 及び Ed. GAASTRA (⁺*savaśośinareṣu*) の 2 写本で *śavasauṣi*°。27) 各 Veda 文献や学派の地理的な位置については WITZEL “On the localisation of Vedic texts and schools” in *India and the Ancient World* (1987); “Tracing the Vedic dialects” in *Dialectes dans les littératures indo-ariennes* (1989) を参照。後書 110 n. 34 に参考文献, 111 に Veda 中・後期の部族分布図有り。28) 堂山「古代イランにおける社会組織の再編」『国家形成の比較研究』(2005) 248f. 29) 注釈家もしばしば Mandh° を Māndh° と混同する。例えば Sāy. は, 2 ①では Mandhātar を ṛṣi とするが (Mudgala も同様), ②③では Māndhātar Yauvanāśva と同一視している。これに関して, 同じ名が同一系譜内で繰り返されることも参照: Harita 家構成員の中に M. の名 (4); VāPur 88,72 には M. の孫に父とは「別の Yuvanāśva」。30) この親子二代の王 (P. と T.) と Kaṇva 家との密接な関係については OLDENBERG *Kl.Schr.* 586f. 参照。31) WITZEL “Localisation” 199, “Tracing” 236. 232 (113. 234 の地図も) 参照。

〈略号〉 特記しない限り原則 GOTŌ *Materialien zu einer Liste altindischen Verbalformen* (1990) の方針に従う。

〈キーワード〉 Mandhātar, Māndhātar 王, Pravara, 聖仙, Veda, インド・イラン
(大阪大学専任講師)